

マージン率等に係る情報提供

株式会社 ア ス テ ッ ド
許可番号 派 22-300829
令和3年12月～令和4年11月

- (1) 令和5年6月1日付派遣労働者の数 50 人
- (2) 令和4年度 派遣先事業所の数（実数） 9 事業所
- (3) 令和4年度 労働者派遣に関する料金の平均額 16,551 円（消費税含）
（1日当たりの賃金額（8時間労働として計算））

〔業務別平均額〕 ※全て消費税込の金額です

25 一般事務従事者 … 16,273 円	27 生産関連事務従事者… 16,037 円
31 事務用機器操作員… 18,660 円	58 機械検査従事者 … 16,020 円
70 運搬従事者 … 16,497 円	
71 清掃従事者 … 15,821 円	

- (4) 令和4年度 派遣労働者の賃金の額の平均額 10,372 円
（1日当たりの賃金額（8時間労働として計算））

- (5) 令和3年度 マージン率平均 37.3%
弊社マージン部分については、消費税、法定福利費、定期健康診断、教育訓練、年次有給休暇、
駐車場代、福利厚生費、他 弊社の運営経費等を含んだものです

- (6) 派遣労働者のキャリア形成支援に関する事項

種類	対象者となる 派遣労働者	方法	実施主体	実施時間	費用負担額	賃金
新規採用者訓練	雇入れ時	OFF-JT	弊社	3 時間	無償	有給
能力向上研修	派遣中	OFF-JT	弊社	8 時間/年	無償	有給

キャリアコンサルティング相談窓口及び連絡先 担当：田村 TEL：055-946-6038

- (7) その他労働者派遣事業の業務に関し参考となると認められる事項
福利厚生…年次有給休暇、・社会保険（健康保険・厚生年金・雇用保険）、労働者災害補償保険、
定期健康診断 等

(8) 派遣労働者の待遇決定に係る労使協定を締結しているか否かの別

☐ 労使協定を締結していない

☒ 労使協定を締結している（協定書の有効期間終期 令和6年3月31日）

協定労働者の範囲（派遣先に於いて、下記の業務に従事している者）

- ① 一般事務業務に従事する従業員
- ② パソコン操作業務に従事する従業員
- ③ データ入力業務に従事する従業員
- ④ 出荷・荷受係事務業務に従事する従業員
- ⑤ 電気機械器具検査業務に従事する従業員
- ⑥ 倉庫作業業務に従事する従業員
- ⑦ 荷造作業業務に従事する従業員
- ⑧ 選別作業業務に従事する従業員